

公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団定款（以下定款という。）第24条及び第31条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第2条 役員報酬は、定款第26条及び第27条に規定する常務理事が常勤である場合に、当該常務理事に対してのみ支給する。

(支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、年額1,000万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、毎月25日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席報酬

(支給対象)

第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席報酬を支給する。

2 前項のほか、理事会及び評議員会が定款第33条第10項及び第25条第9項の規定により実施された場合など必要に応じて出席報酬を支給することができる。

(支給金額)

第6条 出席報酬の金額は、1回当たり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、第32回定時評議員会（令和元年6月17日）終結後から施行する。

附 則

この規程は、第 41 回理事会（令和 2 年 3 月 2 日）から施行する。

附 則

この規程は、第 37 回定時評議員会（令和 3 年 6 月 14 日）から施行する。